

別紙

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及びむつ市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和5年度むつ市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満でむつ市から県外に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 関係人口要件で移住支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から1年以内に廃業した場合：全額
 - (5) 青森県起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 申請日から3年以上5年以内にむつ市から県外に転出した場合：半額

青森県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及びむつ市は、青森県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及びむつ市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。